

**南阿蘇村イメージポスター及びイメージキャラクター製作業務  
企画コンペに関する質問票回答一覧**

令和7年7月17日

No	質問内容	回答
1	本入札にJV参加としては可能なものでしょうか？その際、実績は複数社の実績を記載させて頂くこととなりますが宜しかったでしょうか？	<p>本入札については、共同企業体参加を可能とする。なお、共同企業体で参加する際は、以下の事項を遵守するものとする。</p> <p>①構成員全てが、実施要領第3項「参加者の資格要件」(1)～(5)の参加要件を全て満たしていること。また、主幹事となる事業者が業務の51%以上を担当し、熊本県内に本社又は営業所等を有する者であること。</p> <p>②JV参加する場合は、実施要領第5項(1)③に記載の提出書類の他、JV協定書(任意様式)を1部提出すること。また、以下の提出書類については次の事項を遵守するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の類似事業の実施実績報告書(様式第2号)については、構成員含めて5件を上限として記入してください。</li> <li>・業務実施体制表(任意様式)については、業務分担役割・業務分担割合・責任範囲を記入してください。</li> <li>・構成員全ての会社概要(パンフレットで可)を提出してください。</li> </ul> <p>③共同企業体の構成員が、単体又は他の共同企業体の構成員として、本件企画コンペに参加していないこと。</p>
2	プレゼンの当日の参加人数の制限はございますか？	最大5人までとする。なお、共同企業体にて参加する場合は、本業務の代表者の他、構成員の代表者も審査会に参加すること。
3	ポスター仕様のB1サイズ、コート135kgについて、より良い提案の為、仕様変更は可能なものでしょうか？	業務契約後、発注者との協議にて仕様変更は可能とする。
4	法人としての製作実績がない場合であっても、個人としての過去の職歴・実績(ゲーム業界におけるキャラクター製作)を、ポスター製作に関連する参考事例として提出書類「過去の類似事業の実施実績報告書」に含めることは可能でしょうか？	過去の類似事業の実施実績報告書(様式第2号)については、法人としての製作実績を記入するものとする。そのため、個人としての過去の職歴・実績を参考事例として提出書類に含めることはできない。
5	前質問が実施実績と認められる場合であっても、当時在籍していた企業の業務になりますので、契約金額は守秘義務により記載することが出来ません。金額ではなくその旨を記述してよろしいでしょうか？	前質問に記載のとおり、個人としての過去の職歴・実績は実施実績として認められない。

6	<p>「ポスターのデザインは、イラスト・デザイン案を3点以上制作」とありますが、1つの企画に対して3方向のデザインを提案し、最終的に1案に絞るということでしょうか？</p>	<p>ポスターのデザインは、「1つの企画に対して3案製作」で問題ありません。また、「3つの企画に対してそれぞれ1案製作」でも問題ありません。 ポスターのデザインは、業務締結後に改めて提案いただき、校正を行いながら最終的に決定するところで想定しています。 なお、審査会時点では、ポスターの全体像が分かるように提案いただければ問題ありません。</p>
7	<p>「イメージキャラクターのデザインは、イラスト・デザイン案を3点以上制作」とありますが、キャラクター案を3案提出ということなのか、1つのキャラクターのポーズ・表情違いなどで3案提出ということでしょうか？</p>	<p>イメージキャラクターのデザインは、キャラクター案を3案提出になります。なおポスター同様に「1つの企画に対して3案製作」や「3つの企画に対してそれぞれ1案製作」でも問題ありません。 イメージキャラクターのデザインは、業務締結後に改めて提案いただき、校正を行いながら最終的に決定するところで想定しています。 なお、審査会時点では、イメージキャラクターのコンセプトが分かるように提案いただければ問題ありません。</p>
8	<p>「(3) 各種媒体等を活用した南阿蘇村イメージキャラクターの情報発信」のスケジュール想定は、1/30にポスター及びキャラクターデータを提出した後の2月～3月の展開と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>令和7年1月30日までをポスターとキャラクターの納期としていますが、早期に納品し、情報発信の期間を確保するようなスケジュールを提案いただいても問題ありません。</p>
9	<p>予算の配分の想定があれば教えてください。</p>	<p>370万円を上限に、各社の特性を生かした予算配分いただき、見積書を提出いただいても問題ありません。</p>